

入札結果表

- 1 入札件名 市営河川倉目川緊急治水対策事業設計等業務
 2 工事等場所 筑後市大字 西牟田 地内
 3 工事等種別 河川設計
 4 工事等概要 ○設計費
 ・護岸詳細設計
 L=0.22km
 ○測量費
 ・現地測量
 A=1.8ha
 ・路線測量
 L=0.25km
 ○調査費
 ・スウェーデン式サウンディング
 L=15m
 5 契約期間 令和 年 月 日～令和 3年10月 8日
 6 入札年月日 令和 3年 7月15日
 7 予定価格 7,672,500円 (入札書比較価格 6,975,000円)
 8 落札者名 サンクスエンジニアリング(株)八女営業所
 9 落札金額 5,280,000円
 10 入札指名理由又は一般競争入札参加資格

1.1 入札結果(入札経過)

入札業者名	入札金額		見積徴収	備考
	1回	2回		
1 サンクスエンジニアリング(株)八女営業所	4,800,000			落札
2 (株)エーワンコンサルタント 筑後営業所	4,880,000			
3 (株)溝田設計事務所 筑後営業所	5,550,000			
4 (株)西日本測量設計 筑後営業所	6,440,000			
5 マサキ測量設計(株)久留米支店	6,600,000			
6 (株)サンコンサル 八女営業所	6,650,000			
7 (株)アジア建設コンサルタント 筑後営業所	6,660,000			
8 (株)テクノ 筑後八女営業所	6,900,000			
9 (株)都市開発コンサルタント	6,900,000			
10 (株)共和テック	6,900,000			
11 (株)トキワ・シビル 筑後営業所	6,900,000			
12 明治コンサルタント(株)久留米営業所	6,975,000			
13 (株)ジェーエステック九州支店	6,975,000			
14 (株)日本水工コンサルタント 久留米営業所	6,975,000			
15 現代測量設計(株)				無効
16 (株)三祐コンサルタンツ 福岡事務所				無効

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度(公告)入札、または随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。
 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記入すること。
 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の10第1項(167条の13で準用する場合を含む。)の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。
 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。
 5 入札業者が15人を超えるときは、別業とすること。
 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に該当金額の10%(1円未満切捨て)に相当する金額を加算した額を記入すること。
 7 入札金額の欄は、入札書に記載された金額を記載すること。
 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であること。

入札結果表

- 1 入札件名 市営河川倉目川緊急治水対策事業設計等業務
 2 工事等場所 筑後市大字 西牟田 地内
 3 工事等種別 河川設計
 4 工事等概要 ○設計費
・護岸詳細設計
L=0.22km ○測量費
・現地測量
A=1.8ha
・路線測量
L=0.25km ○調査費
・スウェーデン式サウンディング
L=15m
 5 契約期間 令和 年 月 日～令和 3年10月 8日
 6 入札年月日 令和 3年 7月15日
 7 予定価格 7,672,500円 (入札書比較価格 6,975,000円)
 8 落札者名 サンクスエンジニアリング(株)八女営業所
 9 落札金額 5,280,000円
 10 入札指名理由又は一般競争入札参加資格

1.1 入札結果(入札経過)

入札業者名	入札金額		見積徴収	備考
	1回	2回		
17 (株)日建技術コンサルタント 福岡南営業所				辞退
18 (株)協立 筑後営業所				無効
19 (株)極東技工コンサルタント 西日本支社				辞退
20 (株)エム・ケー・コンサルタント 八女支店				無効
21 アジアエンジニアリング(株)久留米営業所				無効
22 (株)太平設計 久留米営業所				無効
23 三和測量(有)				無効
24 (株)東光コンサルタンツ 久留米営業所				無効
25 -以下余白-				

- (注) 1 入札の結果、くじによる落札者の決定、最低価格申込者以外の者の落札者決定、再度(公告)入札、または随意契約を行った場合はその旨を備考欄に記載すること。
 2 最低制限価格以下の入札者については、その旨を備考欄に記入すること。
 3 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の10第1項(167条の13で準用する場合を含む。)の規定による低入札価格調査制度により、最低の価格以外の者を落札者とした場合は、理由を備考欄に記載すること。
 4 自治令167条の10の2第1項及び第2項の規定による総合評価方式により、落札者を決定した場合は、理由を備考欄に記載すること。
 5 入札業者が15人を超えるときは、別業とすること。
 6 落札金額の欄には、入札書に記載された金額に該当金額の10%(1円未満切捨て)に相当する金額を加算した額を記入すること。
 7 入札金額の欄は、入札書に記載された金額を記載すること。
 8 入札金額欄の金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額であること。